

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第29号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表2（第3条、第4条関係）

出先機関共通決裁事項

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
1 略			
2 服務関係事務			
(1)・(2) 略			
(3) 所属の職員の休暇（会計年度任用職員以外の職員の病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）及び部分休業の承認等をすること。			
(4)～(7) 略			
(8) 週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間を定めること（所属の非常勤の職員に係るものに限る。）。			
(9)～(12) 略			
(13) 所属の非常勤の職員の通勤に係る費用弁償の額を決定し、及びその確認をすること。			
備考 略			
3～7 略			

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 次長 課長等
略				
環境 森林 課				
1～8 略				
9 净化槽法 関係事務 法…净化槽 法 条…净化槽 保守点				
(1)～(4) 略 (5) 净化槽管理者等に対し、助言、指導又は勧告をすること。 (法7条の2第1項・2項、12条1項、12条の2第1項・2項、附則11条1項・2項)				

改正前

別表2（第3条、第4条関係）

出先機関共通決裁事項

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 課長等
1 略			
2 服務関係事務			
(1)・(2) 略			
(3) 所属の職員の休暇（病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）及び部分休業の承認等をすること。			
(4)～(7) 略			
(8)～(11) 略			
備考 略			
3～7 略			

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分 所長等 次長 課長等
略				
環境 森林 課				
1～8 略				
9 净化槽法 関係事務 法…净化槽 法 条…净化槽 保守点				
(1)～(4) 略 (5) 净化槽管理者等に対し、助言、指導又は勧告をすること。 (法7条の2第1項・2項、12条1項、12条の2第1項・2項)				

検業者 の登録 に関する条例	(6) 净化槽管理者に対し、勧告 に係る措置をとるべきことを命 ずること。(法7条の2第3項、 12条の2第3項、附則11条3項)					
	(7) 略					
	(8) 净化槽の休止、再開又は廢 止の届出を受けること。(法11 条の2第1項・2項、11条の3)	略				
	(9) 略					
	(10) 净化槽台帳を作成すること。 (法49条1項)	○	○			
	(11) 関係地方公共団体の長その 他の者に対し、浄化槽に関する 情報の提供を求めること。(法 49条2項)	○	○			
	(12)～(15) 略					
	10～12 略					
	13 極助金交 付関係事務	(1)・(2) 略				
		(3) 次に掲げる補助事業の補助 金の額を確定すること。 ア 単独県費補助林道事業 イ 単独県費補助治山事業 ウ 森林害虫等防除事業	略			
略						
用地 管理 課	1～4 略					
5 道路法関 係事務 法…道路法 共同溝法… 電線共 同溝の 整備等 に關す る特別 措置法 条…香川県 道路占 用料條 例 規…香川県 道路占 用規則	(1)～(10) 略					
	(11) 特殊な車両の通行を許可す ること(本庁で申請を受理した ものを除く。)。(法47条の2 第1項・2項) (ア) (イ)以外のもの	○	○			
	(イ) 軽易なもの	○		○		
	(12)～(28) 略					

検業者 の登録 に関する条例	(6) 净化槽管理者に対し、勧告 に係る措置をとるべきことを命 ずること。(法7条の2第3項、 12条の2第3項)					
	(7) 略					
	(8) 净化槽の廃止の届出を受け ること。(法11条の2)	略				
	(9) 略					
	(10)～(13) 略					
	10～12 略					
	13 極助金交 付関係事務	(1)・(2) 略				
		(3) 次に掲げる補助事業の補助 金の額を確定すること。 ア 単独県費補助造林事業 イ 単独県費補助林道事業 ウ 単独県費補助治山事業 エ 森林害虫等防除事業	略			
用地 管理 課	1～4 略					
5 道路法関 係事務 法…道路法 共同溝法… 電線共 同溝の 整備等 に關す る特別 措置法 条…香川県 道路占 用料條 例 規…香川県 道路占 用規則	(1)～(10) 略					
	(11) 特殊な車両の通行を許可す ること(本庁で申請を受理した ものを除く。)。(法47条の2 第1項・2項)	○		○		
	(12)～(28) 略					

6~12 略		
13 港湾法関係事務 法…港湾法 条①…香川県港湾区域等における占用料等に関する条例 条②…香川県港湾管理条例 規①…港湾法施行細則 規②…香川県港湾管理条例施行規則		(1)~(4) 略 (5) 港湾工事のための調査等のため、当該職員を他人の土地に立ち入らせること。 (法 <u>55</u> 条の <u>2</u> の <u>2</u> 第1項) (6)~(22) 略
14~21 略		
22 土地改良法関係事務 法…土地改良法 条…香川県土地改良施設の管理に関する条例		(1) 県営土地改良事業（換地を伴うものに限る。）に係る国有地等の地区編入を申請すること及び宅地等編入同意を得ること。 (法5条6項・7項、87条の3第7項、88条第6項) (2)~(12) 略
23~25 略		

6~12 略		
13 港湾法関係事務 法…港湾法 条①…香川県港湾区域等における占用料等に関する条例 条②…香川県港湾管理条例 規①…港湾法施行細則 規②…香川県港湾管理条例施行規則		(1)~(4) 略 (5) 港湾工事のための調査等のため、当該職員を他人の土地に立ち入らせること。 (法 <u>55</u> 条の <u>2</u> 第1項) (6)~(22) 略
14~21 略		
22 土地改良法関係事務 法…土地改良法 条…香川県土地改良施設の管理に関する条例		(1) 県営土地改良事業（換地を伴うものに限る。）の計画変更に係る国有地等の地区編入の変更を申請すること及び宅地等編入同意を得ること。 (法5条6項・7項、88条第6項) (2)~(12) 略
23~25 略		

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～7 略

8 林業事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1・2 略				
3 補助金交 付関係事務	(1)・(2) 略 (3) 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア 単独県費補助林道事業 イ 単独県費補助治山事業 ウ 森林害虫等防除事業			

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
略					
環境 管理 室	1～8 略				
9 净化槽法 関係事務 法…净化槽 法 条…净化槽 保守点 検業者 の登録 に関する 条例	(1)～(4) 略 (5) 净化槽管理者等に対し、助言、指導又は勧告をすること。 (法7条の2第1項・2項、12条1項、12条の2第1項・2項、附則11条1項・2項) (6) 净化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法7条の2第3項、12条の2第3項、附則11条3項) (7) 略 (8) 净化槽の休止、再開又は廃止の届出を受けること。(法11条の2第1項・2項、11条の3) (9) 略 (10) 净化槽台帳を作成すること。 (法49条1項) (11) 関係地方公共団体の長その他他の者に対し、净化槽に関する情報の提供を求めること。(法49条2項) (12)～(15) 略				

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～7 略

8 林業事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1・2 略				
3 補助金交 付関係事務	(1)・(2) 略 (3) 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア 単独県費補助林道事業 イ 単独県費補助治山事業 ウ 森林害虫等防除事業			

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
略					
環境 管理 室	1～8 略				
9 净化槽法 関係事務 法…净化槽 法 条…净化槽 保守点 検業者 の登録 に関する 条例	(1)～(4) 略 (5) 净化槽管理者等に対し、助言、指導又は勧告をすること。 (法7条の2第1項・2項、12条1項、12条の2第1項・2項、附則11条1項・2項) (6) 净化槽管理者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法7条の2第3項、12条の2第3項、附則11条3項) (7) 略 (8) 净化槽の休止、再開又は廃止の届出を受けること。(法11条の2) (9) 略 (10)～(13) 略				

10 保健所

関係事務	事 項	決裁区分		
		所長等 委 任	所長等	課長等
1 難病の患者に対する医療等に関する法律関係事務 法…難病の患者に対する医療等に関する法律 政…難病の患者に対する医療等に関する法律施行令 省…難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則	(1) 支給認定の変更（指定医療機関の変更及び高額難病治療継続者に係る負担上限月額の変更に限る。）の認定等を行うこと。（法10条、政1条、省32条1号・2号） (2) 略	略		
2 略				
3 健康増進法関係事務 法…健康増進法	(1) 略 (2) 特定給食施設の設置、届出事項の変更、休止又は廃止の届出を受けること。（法20条） (3)～(6) 略 (7) 特定施設等の喫煙禁止場所で喫煙をしている者に喫煙の中止、又は喫煙禁止場所からの退出を命ずること。（法29条2項） (8) 特定施設等の管理権原者等に対し、受動喫煙の防止に関し必要な指導及び助言を行うこと。（法31条） (9) 特定施設等の管理権原者等に対し、喫煙禁止場所の器具又は設備の撤去等の措置をとるべきことを勧告すること。（法32条1項） (10) (9)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかった旨を公表すること。（法32条2項）	○		

10 保健所

関係事務	事 項	決裁区分		
		所長等 委 任	所長等	課長等
1 難病の患者に対する医療等に関する法律関係事務 法…難病の患者に対する医療等に関する法律 省…難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則	(1) 支給認定の変更（指定医療機関の変更に限る。）の認定等を行うこと。（法10条、省32条1号） (2) 略	略		
2 略				
3 健康増進法関係事務 法…健康増進法	(1) 略 (2)～(5) 略 (6) 特定施設の喫煙禁止場所で喫煙をしている者に喫煙の中止、又は退出を命ずること。（法25条の5第2項） (7) 特定施設の管理権原者等に対し、受動喫煙の防止に関し必要な指導及び助言を行うこと。（法25条の7） (8) 特定施設の管理権原者等に対し、喫煙禁止場所の器具又は設備の撤去等の措置をとるべきことを勧告すること。（法25条の8第1項） (9) (8)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかった旨を公表すること。（法25条の8第2項）	略		

(11) <u>(9)の勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u> (法32条3項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		(10) <u>(8)の勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u> (法25条の8第3項)	
(12) <u>喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、喫煙専用室設置施設等標識の除去又は喫煙専用室の供用の停止を勧告すること。</u> (法34条1項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(13) <u>(12)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。</u> (法34条2項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(14) <u>(12)の勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u> (法34条3項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(15) <u>喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的室設置施設標識の除去又は喫煙目的室の供用の停止を勧告すること。</u> (法36条1項・2項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(16) <u>(15)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。</u> (法36条3項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(17) <u>(15)の勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</u> (法36条4項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(18) <u>特定施設等の管理権原者等から報告を徴し、又は当該職員に特定施設等の立入検査等をさせること。</u> (法38条1項)	略			(11) <u>特定施設の管理権原者等から報告を徴し、又は当該職員に特定施設の立入検査等をさせること。</u> (法25条の9第1項)	略
(19) <u>当該職員に特別用途食品の製造施設等の立入検査をさせ、又は当該特別用途食品等を収去させること。</u> (法61条1項、66条3項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		(12) <u>当該職員に特別用途食品の製造施設等の立入検査をさせ、又は当該特別用途食品等を収去させること。</u> (法27条1項、32条3項)	
(20) <u>喫煙可能室設置施設の管理権原者に対し、喫煙可能室設置施設標識の除去又は喫煙可能室の供用の停止を勧告すること。</u> (健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則2条1項)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(21) <u>(20)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。</u> (健康増進法の一部を改正する法律附則	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			

	<u>2条1項)</u>			
(22)	<u>(20)の勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(健康増進法の一部を改正する法律附則2条1項)</u>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(23)	<u>喫煙可能室設置施設の管理権原者等から報告を徴し、又は当該職員に喫煙可能室設置施設の立入検査等をさせること。(健康増進法の一部を改正する法律附則2条5項)</u>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(24)	<u>指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者に対し、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識の除去又は指定たばこ専用喫煙室の供用の停止を勧告すること。(健康増進法の一部を改正する法律附則3条1項)</u>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(25)	<u>(24)の勧告を受けた者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること。(健康増進法の一部を改正する法律附則3条1項)</u>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(26)	<u>(24)の勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(健康増進法の一部を改正する法律附則3条1項)</u>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(27)	<u>指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等から報告を徴し、又は当該職員に指定たばこ専用喫煙室設置施設等の立入検査等をさせること。(健康増進法の一部を改正する法律附則3条3項)</u>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(28)	<u>喫煙可能室設置施設の届出を受けること。(健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)附則2条6項)</u>	<input type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>
(29)	<u>喫煙可能室設置施設の届出事項の変更の届出又は廃止の届出を受けること。(健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則2条7項・8項)</u>	<input type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>
4～22	略			
23 毒物及び劇物取締法関係事務	(1) 毒物劇物営業者(毒物又は劇物の販売業者に限る。以下この関係事務(略		
4～22	略			
23 毒物及び劇物取締法関係事務	(1) 毒物劇物営業者(毒物又は劇物の販売業者に限る。以下この関係事務(略		

	法…毒物及び劇物取締法 政…毒物及び劇物取締法施行令 省…毒物及び劇物取締法施行規則 規…毒物及び劇物取締法施行細則	(3)の事項を除く。)において同じ。)の登録又はその更新をすること。(法4条1項・3項) (2) 略 (3) 毒物劇物営業者等から報告を徴し、又は当該職員に毒物劇物取扱場所等の立入検査をさせ、若しくは毒物等を収去させること(東讃保健所にあっては、高松市の区域を含む。ただし、製造業者、輸入業者及び特定毒物研究者に係るものに限る。)。(法18条1項、22条4項・5項) (4)～(6) 略	
24	略		
25	食品衛生法関係事務 法…食品衛生法 省…食品衛生法施行規則 条…食品衛生法施行条例	(1) 営業者から指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じさせる等の情報を得た場合の届出を受けること。(法8条) (2)～(11) 略 (12) 営業者等から危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の届出を受けること。(食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(令和2年香川県条例第10号)附則2項の規定によりなお効力を有することとされる条例3条2項) (13) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う者から届出事項の変更等の届出を受けること。(食品衛生法施行条例の一部を改正する条例附則2項の規定によりなお効力を有することとされる条例3条2項) (14) 法附則第9条に基づく届出を受けること。(食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)附則第9条) (15)・(16) 略	○ ○
26～28	略		
29	動物の愛護及び管理に関する法律関係事務 法…動物の愛護及び管理に	(1) 略 (2) 登録事項の変更又は廃業等の届出を受けること。(法14条1項から3項まで、16条1項、24条の4第1項、省5条6項)	○ ○
	法…毒物及び劇物取締法 政…毒物及び劇物取締法施行令 省…毒物及び劇物取締法施行規則 規…毒物及び劇物取締法施行細則	(3)の事項を除く。)において同じ。)の登録又はその更新をすること。(法4条1項・4項) (2) 略 (3) 毒物劇物営業者等から報告を徴し、又は当該職員に毒物劇物取扱場所等の立入検査をさせ、若しくは毒物等を収去させること(東讃保健所にあっては、高松市の区域を含む。ただし、製造業者、輸入業者及び特定毒物研究者に係るものに限る。)。(法17条2項、22条4項・5項、政36条の7) (4)～(6) 略	
24	略		
25	食品衛生法関係事務 法…食品衛生法 省…食品衛生法施行規則 条…食品衛生法施行条例	(1)～(10) 略 (11) 営業者等から危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の届出を受けること。(条3条2項) (12) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う者から届出事項の変更等の届出を受けること。(条3条3項)	略
26～28	略		
29	動物の愛護及び管理に関する法律関係事務 法…動物の愛護及び管理に	(1) 略 (2) 登録事項の変更又は廃業等の届出を受けること。(法14条1項から3項まで、16条1項、24条の4、省5条6項)	○ ○

に関する法律 省…動物の愛護及び管理に関する法律 施行規則 条…香川県動物の愛護及び管理に関する条例 規…香川県動物の愛護及び管理に関する規則	(3)・(4) 略	
	(5) 動物販売業者等からの届出を受けること。(法21条の5 第2項)	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
	(6) 動物取扱責任者研修を実施し、又はその実施を委託すること。(法22条3項・4項)	略
	(7) 犬猫等販売業者に対して犬猫等の検査書等を提出すべきことを命ずること。(法22条の6)	
	(8) 第一種動物取扱業者若しくは第一種動物取扱業者であった者又は第二種動物取扱業者に対して勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法23条1項・2項・4項、24条の2第1項・2項、24条の4第1項)	
	(9) 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者が勧告に従わなかった場合に公表すること。(法23条3項、24条の4第1項)	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
	(10) 第一種動物取扱業者若しくは第一種動物取扱業者であった者又は第二種動物取扱業者から報告を徴し、又は当該職員に事業所等の立入検査をさせること。(法24条1項、24条の2第3項、24条の4第1項)	略
	(11) 第二種動物取扱業又はその変更若しくは飼養施設の使用の廃止の届出を受けること。(法24条の2の2、24条の3、省10条の6第3項)	<input type="radio"/>
	(12) 周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、指導、助言又は必要な措置をとるべきことを勧告すること。(法25条1項・2項)	略
	(13) 勧告に係る措置をとらなかった周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法25条3項)	
	(14) 虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、必要な措置	
	(3)・(4) 略	
	(5) 動物取扱責任者研修を実施すること。(法22条3項)	略
	(6) 犬猫等販売業者からの届出を受けること。(法22条の6 第2項)	
	(7) 犬猫等販売業者に対して犬猫等の検査書等を提出すべきことを命ずること。(法22条の6 第3項)	
	(8) 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者に対して勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法23条、24条の4)	
	(9) 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者から報告を徴し、又は当該職員に事業所等の立入検査をさせること。(法24条1項、24条の4)	
	(10) 第二種動物取扱業又はその変更若しくは飼養施設の使用の廃止の届出を受けること。(法24条の2、24条の3、省10条の6第3項)	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
	(11) 周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。(法25条1項)	略
	(12) 勧告に係る措置をとらなかった周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。(法25条2項)	
	(13) 虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、必要な措置	

をとるべきことを命じ、又は勧告すること。 (法25条4項)			
(15) 周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者等から報告を徴し、又は当該職員に飼養施設等の立入検査をさせること。 (法25条5項)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
(16) 市町長に対し、周辺の生活環境の保全等に係る勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めること。 (法25条7項)	略		
(17)～(41) 略			

30～32 略

33 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係事務 法…農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 省…農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則	(1) 輸出証明書（健康福祉部の所掌に係る衛生証明書に限る。以下この関係事務において同じ。）を発行すること。 (法15条2項、省4条1号)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(2) 適合施設（健康福祉部の所掌に係るものに限る。以下この関係事務において同じ。）を認定すること。 (法17条2項)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(3) 適合施設が認定要件に適合していることを定期的に確認すること。 (法17条4項)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(4) (3)の確認により認定要件に適合しなくなったと認める適合施設の設置者等に改善を求め、及びその求めによつても改善されない場合に、認定を取り消すこと。 (法17条5項)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(5) 輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の設置者等に対し、必要な報告等を求め、又は当該職員に事務所等の立入調査等をさせること。 (法38条2項)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
	(6) (5)の報告等の提出をしなかった場合等に、輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すこと。 (法38条5項)	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	

11～16 略

17 食肉衛生検査所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等

をとるべきことを命じ、又は勧告すること。
(法25条3項)

(14) 市町長に対し、周辺の生活環境の保全等に係る勧告又は命令に関し、必要な協力を求めること。
(法25条4項)

(15)～(39) 略

30～32 略

11～16 略

17 食肉衛生検査所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等

1～6 略

7 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係事務 法…農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 省…農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則	(1) 輸出証明書（健康福祉部の所掌に係る衛生証明書に限る。以下この関係事務において同じ。）を発行すること。（法15条2項、省4条1号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(2) 適合施設（健康福祉部の所掌に係るものに限る。以下この関係事務において同じ。）を認定すること。（法17条2項）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(3) 適合施設が認定要件に適合していることを定期的に確認すること。（法17条4項）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(4) (3)の確認により認定要件に適合しなくなったと認める適合施設の設置者等に改善を求め、及びその求めによつても改善されない場合に、認定を取り消すこと。（法17条5項）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(5) 輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の設置者等に対し、必要な報告等を求め、又は当該職員に事務所等の立入調査等をさせること。（法38条2項）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	(6) (5)の報告等の提出をしなかつた場合等に、輸出証明書の発行又は適合施設の認定を取り消すこと。（法38条5項）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

18～23 略

24 農業試験場病害虫防除所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 農薬取締法関係事務 法…農薬取締法	(1) 販売者からの届出を受けること。（法17条1項）	略		
	(2) 農薬使用者に対し、農薬の使用について指導を行うこと。（法28条）			
	(3) 略			

25～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				

1～6 略

18～23 略

24 農業試験場病害虫防除所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 農薬取締法関係事務 法…農薬取締法	(1) 販売者からの届出を受けること。（法8条1項・2項）	略		
	(2) 農薬使用者に対し、農薬の使用について指導を行うこと。（法12条の3）			
	(3) 略			

25～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				

2 土地改良法関係事務 (香川用水土地改良区に係る事務を除く。) 法…土地改良法 条…香川県土地改良施設の管理に関する条例 規…土地改良法施行細則	(1) 県営土地改良事業（換地を伴うものに限る。）に係る国有地等の地区編入を申請すること及び宅地等編入同意を得ること。（法5条6項・7項、87条の3第7項、88条6項）	略
3～7 略		

30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等		決裁区分	
		委 任	所長等	課長等	所長等
1～5 略					
6 道路法関係事務 法…道路法 共同溝法…電線 共同 溝の 整備 等に 関す る特 別措 置法 条…香川県道路 占用料条例 規…香川県道路 占用規則	(1)～(10) 略 (11) 特殊な車両の通行を許可すること (本庁で申請を受理したものと除く。) (法47条の2第1項・2項) (ア) (イ)以外のもの <input type="radio"/> ○ (イ) 軽易なもの <input type="radio"/> ○				
7～14 略					
15 港湾法関係事務 法…港湾法 条①…香川県港 湾区域等 における 占用料等 に関する	(1)～(4) 略 (5) 港湾工事のための調査等のため、 当該職員を他人の土地に立ち入らせる こと。（法55条の2の2第1項） (6)～(22) 略	略			

2 土地改良法関係事務 (香川用水土地改良区に係る事務を除く。) 法…土地改良法 条…香川県土地改良施設の管理に関する条例 規…土地改良法施行細則	(1) 県営土地改良事業（換地を伴うものに限る。）の計画変更に係る国有地等の地区編入の変更を申請すること及び宅地等編入同意を得ること。（法5条6項・7項、88条6項）	略
3～7 略		

30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等		決裁区分	
		委 任	所長等	課長等	所長等
1～5 略					
6 道路法関係事務 法…道路法 共同溝法…電線 共同 溝の 整備 等に 関す る特 別措 置法 条…香川県道路 占用料条例 規…香川県道路 占用規則	(1)～(10) 略 (11) 特殊な車両の通行を許可すること (本庁で申請を受理したものと除く。) (法47条の2第1項・2項) (ア) (イ)以外のもの <input type="radio"/> ○ (イ) 軽易なもの <input type="radio"/> ○				
7～14 略					
15 港湾法関係事務 法…港湾法 条①…香川県港 湾区域等 における 占用料等 に関する	(1)～(4) 略 (5) 港湾工事のための調査等のため、 当該職員を他人の土地に立ち入らせる こと。（法55条の2の2第1項） (6)～(22) 略	略			

条例 条②…香川県港湾管理条例 規①…港湾法施行細則 規②…香川県港湾管理条例施行規則	16～26 略
--	---------

条例 条②…香川県港湾管理条例 規①…港湾法施行細則 規②…香川県港湾管理条例施行規則	16～26 略
--	---------

32 高松港管理事務所

関係事務	事 項	所長等	決裁区分	
		委任	所長等	課長等
1 港湾法関係事務 法…港湾法 条①…香川県港湾区域等における占用料等に関する条例 条②…香川県港湾管理条例 規①…港湾法施行細則 規②…香川県港湾管理条例施行規則	(1)～(4) 略 (5) 港湾工事のための調査等のため、当該職員を他人の土地に立ち入らせること。（法55条の2第1項） (6)～(25) 略			
2～4 略				

32 高松港管理事務所

関係事務	事 項	所長等	決裁区分	
		委任	所長等	課長等
1 港湾法関係事務 法…港湾法 条①…香川県港湾区域等における占用料等に関する条例 条②…香川県港湾管理条例 規①…港湾法施行細則 規②…香川県港湾管理条例施行規則	(1)～(4) 略 (5) 港湾工事のための調査等のため、当該職員を他人の土地に立ち入らせること。（法55条の2第1項） (6)～(25) 略			
2～4 略				

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表4の10の表25の項及び29の項の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。